

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年3月31日

久万高原町長 河野 忠康

(Webは公印省略)

1 経営管理権集積計画の対象林

整理番号	住所・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の継続期間	備考
集R4-45	久万高原町日野浦 7491	525 - 196	原野	0.03	10年	
集R4-45	久万高原町日野浦 7492	525 - 407	田	0.18	10年	
集R4-45	久万高原町日野浦 7493	525 - 196	山林	0.17	10年	
集R4-45	久万高原町日野浦 7988	525 -	田	0.01	10年	
集R4-45	久万高原町日野浦 7989	525 -	田	0.24	10年	
集R4-45	久万高原町日野浦 8132	526 - 225	田	0.09	10年	
集R4-45	久万高原町日野浦 8134	526 - 70	山林	0.50	10年	
			合計	1.22		

2 縦覧場所 中予山岳流域林業活性化センター、久万高原町のホームページ

3 本公告により、久万高原町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

(備考) 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。